

裁 判 所	東京地方裁判所
事 件 番 号	平成31年（ワ）第7514号
事 件 名	損害賠償請求事件
判決年月日	令和3年2月17日
判 示 事 項	裁判上の離婚の場合に父母の一方を親権者と定める民法819条2項の合憲性
判 決 要 旨	裁判上の離婚の場合に父母の一方を親権者と定める民法819条2項は、憲法13条、14条1項及び24条2項に違反しない。
事案の概要	本件は、配偶者との離婚訴訟において、同配偶者との間に出生した子の親権者と定められなかったXが、裁判上の離婚の場合に裁判所が父母の一方を親権者と定めるという民法819条2項の規定（以下「本件規定」という。）が、憲法13条、14条1項若しくは24条2項又は日本が批准した条約に違反することは明白であるから、本件規定を改廃する立法措置を執らない立法不作為に国家賠償法1条1項の違法があると主張して、同項に基づき、国に対し、損害金の支払を求めた事案である。
訟 務 月 報	67巻9号